

別表（第4条関係）

みやざきビジネスアカデミープログラム 認定審査基準

1	<p>内容等に関する条件（いずれの条件も満たすこと。）</p> <p>（1）次の から のいずれかの能力を修得することを目的としたプログラムであること。</p> <table border="1" data-bbox="311 414 1412 638"> <tr> <td data-bbox="311 414 1412 504">ビジネスの基礎となるヒューマンスキル（コミュニケーション、課題解決能力等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 504 1412 548">テクニカルスキル（市場調査、マーケティング 等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 548 1412 593">リーダー等に求められるマネジメントスキル（会社経営力、戦略策定等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 593 1412 638">その他、人材育成に資するもの</td> </tr> </table> <p>（2）プログラムの内容が、営利を目的としたものでないこと。また、政治的、宗教的なものでないこと。</p> <p>（3）プログラムの実施回数が、原則、複数回のものであること。なお、1つのプログラムに、 から 以外の能力を修得する講座が含まれている場合であっても、プログラム全体の目的が から の能力の修得を目的としたものであれば認定する。</p>	ビジネスの基礎となるヒューマンスキル（コミュニケーション、課題解決能力等）	テクニカルスキル（市場調査、マーケティング 等）	リーダー等に求められるマネジメントスキル（会社経営力、戦略策定等）	その他、人材育成に資するもの
ビジネスの基礎となるヒューマンスキル（コミュニケーション、課題解決能力等）					
テクニカルスキル（市場調査、マーケティング 等）					
リーダー等に求められるマネジメントスキル（会社経営力、戦略策定等）					
その他、人材育成に資するもの					
2	<p>開催場所に関する条件</p> <p>（1）県内で開催されるプログラムであること。</p>				
3	<p>受講対象者（下記の（1）及び（2）の者を対象とする。）</p> <table border="1" data-bbox="247 1041 1412 1131"> <tr> <td data-bbox="247 1041 1412 1086">（1）県内企業等に勤務する又は就職する意思を有する人材</td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1086 1412 1131">（2）創業にチャレンジする人材</td> </tr> </table>	（1）県内企業等に勤務する又は就職する意思を有する人材	（2）創業にチャレンジする人材		
（1）県内企業等に勤務する又は就職する意思を有する人材					
（2）創業にチャレンジする人材					
4	<p>主催者に関すること（いずれの条件も満たすこと。）</p> <p>（1）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。</p> <p>（2）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>（3）県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。</p>				
5	<p>その他（いずれの条件も満たすこと。）</p> <p>（1）受講者には、研修で要する実費相当額以外の参加費を請求しないこと。</p> <p>（2）研修の実施に当たって、金品の寄附、援助、事業参加等を強要するもの又はその印象を与えるものでないこと。</p> <p>（3）プログラムの場所が、公衆衛生、災害防止上の十分な措置が講じられていること。</p> <p>（4）他のMBA認定プログラム実施機関及び県等に対して、講師情報や研修の内容等の情報の提供が可能であること。</p> <p>（5）研修の実施に当たっては、一定程度の参加者を公募するものであること（数の多少は問わない。）。</p>				